

個人事業の開廃業等の届出について

個人事業の開業、廃業、事業所の移転等をされた場合は、以下のとおり届出をお願いします。

1. 必要書類

- (1) 個人事業の開廃業等の届出書
- (2) 本人確認書類（個人番号（マイナンバーカード）等）
※平成 28 年 1 月 1 日から個人番号の記入が必要となっています。
※郵送でご提出される場合は、裏表の写しを添付してください。
- (3) 切手を貼付した返信用封筒
(郵送でご提出される方で届出書の控えが必要な場合のみ)

2. 提出方法及び提出先

- (1) 来所の場合
中南和県税事務所または高田・吉野窓口センターへ提出してください。
※受付は、開庁日（平日）の 8 時 30 分～17 時 15 分です。
- (2) 郵送の場合
必要書類を下記提出先まで郵送してください。
<提出先> 〒634-8506 奈良県橿原市常盤町 605-5
奈良県中南和県税事務所 課税第二課 課税係

3. 費用 不要